

## 高知港海岸景観・利便性等検討会 設置要綱（案）

## （名称）

第1条 本会は、「高知港海岸景観・利便性等検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 本検討会は、高知港海岸の海岸保全施設における景観、利便性等に配慮した地震津波対策事業を進めていくため、地震津波対策の詳細を検討する段階において、海岸保全施設の防護機能、効果を確保しつつ、地震津波対策を行う上での設計、施工上の景観や利便性等の配慮に係る対策の妥当性等について、学識経験者の技術的、専門的観点からの助言・提言を頂くことを目的とする。

## （組織）

第3条 本検討会は、別紙に掲げる者で組織する。

## （座長）

第4条 本検討会に座長を置き、座長は会務を総理し、本検討会を代表する。  
2 座長に事故があるときは、座長が委員の中から予め指名する座長代理がその職務を代理する。

## （会議）

第5条 本検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
2 座長が必要と認める場合は、別表に掲げる委員以外の出席を求める事ができる。

## （会議の公開）

第6条 本検討会については、公開とする。  
2 本検討会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

## （事務局）

第7条 本検討会に別紙の事務局を置く。

## （雑則）

第8条 この要綱を改正する必要があると認められる場合は、本検討会で検討する。ただし、軽微な改正等については、事務局で行い、委員・関係者に通知するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会で検討する。

附 則

この要綱は、平成28年11月 8日から施行する。

(別紙)

## 高知港海岸景観・利便性等検討会名簿

(敬称略順不同)

### (委員)

磯部 雅彦 高知工科大学 学長

重山 陽一郎 高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻 教授

原 忠 高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授

大倉 美知子 カラーオフィス PERSONAL 代表

### (関係者)

福田 敬大 高知県 土木部 部長

門吉 直人 高知市 防災対策部 部長

清水 博 高知市 都市建設部 部長

中澤 慎二 高知市 商工観光部 部長

安部 賢 国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部長

松尾 義文 国土交通省 四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長

### (事務局)

国土交通省 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所

高知県 土木部 港湾・海岸課